

令和3年5月31日

利用者 各位

### 緊急事態宣言再延長措置に伴う一時利用施設の使用について

平素は当センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、緊急事態宣言の再延長措置（6/1（火）～6/20（日））に伴い、引き続き一時利用施設の使用を下記のとおりとさせていただきます。

#### 記

##### 1. 多目的ホール・会議室等の使用について

緊急事態宣言発令中、集客を伴う各種講習会やセミナーの開催を目的とした使用は、各室の収容人数を定員の50%とさせていただきます。

##### 2. 感染防止対策としてお願いする項目

- (1) 主催者側で来場者への検温や消毒の徹底
- (2) 来場者の整理誘導の実施
- (3) 受付時間の分散等混雑緩和
- (4) 施設共用部分での大声での会話を控える。
- (5) 収容人数の遵守

##### 3. キャンセル料について

緊急事態宣言解除までの間、当宣言を理由としたキャンセルについては、キャンセル料は発生しません。

以上